

会費規程

(目的)

第1条 この規程は東北大学土木同窓会会則（以下「会則」という。）第21条により東北大学土木同窓会（以下「本会」という。）の会費に関して必要な事項を定める。

(会費の額及び納入方法)

第2条

1. 本会の会費には、年会費 (A)、学生会費 (B)、終身会費 (C)、および卒業・修了時前納会費 (D) がある。

学生会費 (B) は大学院在学中の学生会員に限り納入することができ、修士課程または博士課程の在学予定年数分の学生会費を大学院入学・進学の前年度に一括して納入するものとする。

卒業・修了時前納会費 (D) は、学部卒業または大学院修了の年度にある学生会員に限り納入することができ、卒業・修了年度の次年度以降の10年分の会費を一括して納入する10年会費 (D-1)、20年分の会費を一括して納入する20年会費 (D-2)、終身会費を一括して納入する終身会費 (D-3) がある。

会費の金額、納入方法等は下表の通りとする。

会費の種別	金額	納入する会員	納入方法	備考
(A) 年会費	3,000 円 (1 ヶ年分)	正会員	事務局に直接持参／郵便振替／銀行口座自動払込※ (※銀行口座自動払込を利用する場合、1 ヶ年 200 円の割引を適用する。)	
(B) 学生会費	1,500 円 (1 ヶ年分)	大学院修士課程・博士課程に在学中の学生会員	事務局に直接持参※ (※修士課程または博士課程の在学予定年数分の学生会費を大学院入学・進学の前年度に一括して納入する。)	
(C) 終身会費	60,000 円	正会員	事務局に直接持参／郵便振替	
(D) 卒業・修了時前納会費	(D-1) 10 年会費	学部卒業または大学院修了の年度にある学生会員	事務局に直接持参	卒業・修了年度の次年度以降の会費として、卒業・修了年度に一括して納入する会費。
	(D-2) 20 年会費			
	(D-3) 終身会費			

2. 会費は、本会事務局に直接持参により納入する。但し、年会費（A）および終身会費（C）は郵便振替による納入ができる。また、年会費（A）は、所定の様式により本会事務局に申告することにより、銀行口座自動払込により納入することができる。
3. 年会費（A）を銀行口座自動払込により納入する場合、1 ヶ年 200 円の割引を適用する。
4. 必要な時には幹事会の決議により特別会費を徴収することができる。

（会費の返還）

第 3 条 既納の会費は、返還を認めないものとする。

（会費納入者・未納者への対応）

第 4 条 当該年度の会費を納入した会員には、会報・名簿を送付する。また、当該年度の会費を納入していない会員には、会報・名簿を送付しない。

第 5 条 過年度の会費の未納分は、累積されないものとする。

（細則）

第 6 条 この規程の実施に必要な細則は、幹事会の議決により別途定めるものとする。

（改廃）

第 7 条 この規程の改廃には、幹事会の議決を必要とする。

附則 この規程は平成 26 年 6 月 6 日から施行する。